



▲町内四小学校のうち、文小の校庭はいちばんせまく、したがって将来は全く別なところに建てられることになっています。

地代 五十五万円

○布川小給食用リフト工事代 七十万円

○文間小遊具樹木移転工事代 三十五万二千円

○準要保児給食費不足分 二十三万六千円

○文・文間プール排水工事代 三十一万八千円

○文・文間・東文間プール用井戸工事代八十八万二千円

○中央公民館建築工事不足分

八十万円

○議案第二号 昭和四十八年度利根町国民健康保険特別会計補正予算(第三号)について

昭和四十八年度利根町国民健康保険特別会計補正予算は(第三号)次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正) 直営診療施設勘定の歳入歳出予算総額に歳入歳出それぞれ

十一万三千円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ三千七十万五千円とする。

◎歳入

○診療収入 十一万三千円

◎歳出

○総務費 十一万三千円

○検査手数料 九万八千円

○図書代 一万五千円

○議案第三号 昭和四十八年度利根町簡易水道事業特別会計補正予算は(第一号)は次に定めるところによる。

◎資本的収入

○一般会計出資金 一百六十万円

○負担金収入 四十一万円

計 二百一十万円

◎資本的支出

○配水本管布設費 (布川台水道本管布設及び加入者宅に引込み) 二百一十万円

○漏水探知器購入費 二十四万円

計 二百二十五万円 (差引き二十四万円の赤字予算提出)

○議案第四号 利根町税条例の一部改正について

この件は、利根町税条例の

一部が改正されたもので、提案理由を述べますと次のとおりです。

今回の町税条例の改正は、特別土地保有税についての改正であり、昭和四十八年度の地方税法の改正に伴って土地対策の一環として土地投機抑制のために設けられた新税である。

特別土地保有税は、このような性格から次のような点で特色とされている。

一、土地保有分と土地取得分に分かれている。

①保有分については、昭和四十四年一月一日以降に取得された土地で、その税率は百分の一・四である。

②取得分については、昭和四十八年七月一日以後に取得された土地では、その税率は百分の三である。

二、課税標準はいずれも時価取得価格である。

①保有分については、課税標準額の百分の一・四の固定資産税相当額とするを控除する

②取得分については、課税標準額の百分の三の不動産税相当額を控除する。

三、免税点が高く定められている。

①地方自治法第二五二条の一九第一項の市(人口五〇万)

二千平方メートル

②都市計画法第五条に規定する都市計画区域を有する市町村五千平方メートル

③その他の市町村の区域一万平方メートル

④租税回避行為を防止するため特殊関係者間のみなし共有の制度を設ける。みなし共有制度とは親族・同族会社・その他の特殊関係者を有する者がある場合において、その特殊関係者の取得した、または保有する土地は、その者の共有物とみなす。

四、申告納付

特別土地保有税の徴収については、申告納付の方法による。

五、特別土地保有税の非課税

特別土地保有税の非課税に関する規定は、固定資産税または不動産取得税の非課税に関する規定を基本としている

このほか、地方税制の合理化を図るための規定の整備等

所要の整備を行なっており、いずれも条例準則にならって改正したものである。

○議案第五号 利根町廃棄物処理手数料徴収等条例の一部改正について

この件はふん尿の汲取料金の改正で、三十六リットル(

(3)頁へつづく

一本)につき九十円(投入料を含む)が百十円に改められたもので、昭和四十八年十月一日から施行されます。

(提案理由)

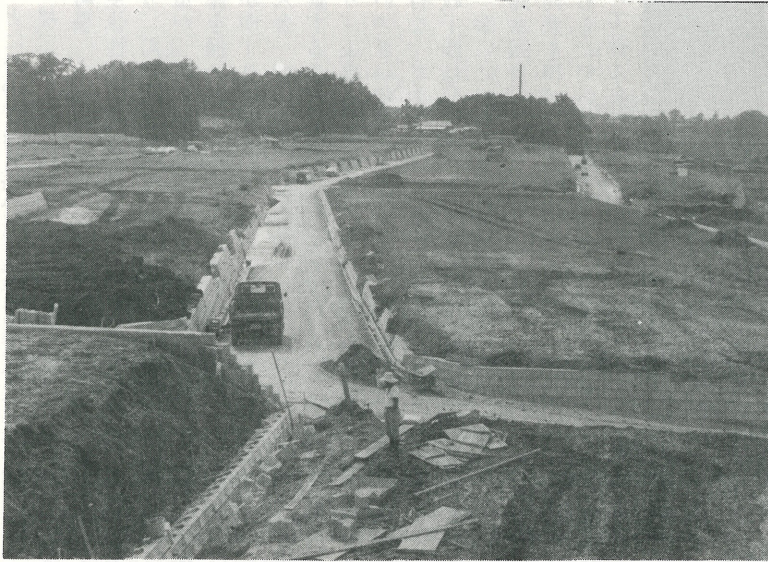
竜ヶ崎地方衛生組合傘下の県南衛生協同組合が、汲取料金の据えおきならびに高騰する諸物価に生活の苦境を陳情再三管理者及び主管課長会議を開催、県下衛生業者の現況等を調査、値上げは止むを得ないとの合意に達し、関係市町村同率値上げを決定したものである。

○議案第六号 境界変更に伴う字の名称変更について
この件は、早尾台地の開発により、字の名称が変更されるもので、従来の大字早尾字大坂台、字六万部、字富士下等のほか、これに伴う国有地の道路、水路等の全部が、利根町大字早尾字早尾台に変更されました。

○議案第七号 町道の路線一部供用廃止について
利根町大字大房字房目六九〇五番、六九〇六番、五九〇八番地先の町道路敷の供用を次のとおり廃止するものとす。

一、土地の表示

利根町大字大房字房目六九〇五番、六九〇六番、六九



▲利根中の校庭からみた八幡作の宅地造成です。10月3日写す。

○八幡地先町道路敷
○議案第八号 茨城県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増加および茨城県市町村職員退職手当組合規約の変更について

国家公務員等退職手当法及び各都道府県等との退職手当支給率の不均衡是正に必要とする財源を確保するための負担金率改正並びに地方公共団体の加入申込及び名称変更等

により規約を改正する必要があるためです。

○議案第九号 茨城県旧市町村職員恩給組合資産管理組合規約を変更することについて
組合の解散の場合の決算手続き措置の規定をおくため、規約改正が行なわれたものである。

茨城県旧市町村職員組合資産管理組合は、その保有する資産の減少により、組合規約第三条に規定する追加費用及び給付に要する費用の払い込みが困難となったので、昭和四十九年三月三十一日をもって解散し、その保有する資産を茨城県市町村職員共済組合に承継させようとするものである。

○議案第十号 茨城県旧市町村職員組合資産管理組合の解散と財産処分について

○議案第十一号 竜ヶ崎地方衛生組合を組織する市町村の数の増加及び竜ヶ崎地方衛生組合規約の変更について
竜ヶ崎地方衛生組合に新たに美浦村が加入したため、同組合規約の一部が改正されたものです。

○議案第十二号 寄付受入について
○議案第十三号 利根町有地払下げについて
以上の二件は、利根町立文小学校校庭敷地として、新しく購入した土地の問題でいわゆる代替地については、登記の関係上いったん寄付していただき、それを払下げるといふ形式をとつたものです。

○議案第十四号 専決処分の承認を求めることについて
地方自治法第一七九条第一項の規定によって、次のとおり専決処分したので、同条第

三項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

利根町国民健康保険条例の一部改正について (提案理由)

老人医療福祉法が制定されましてから、月ごとに老人医療費が高騰の一途をたどり、町ではやむなく国民健康保険条例の一部を改正することになったものです。

改正後の税率等については次のとおりで、この条例は公布の日から施行され、昭和四十八年度分の国民健康保険税から適用されます。

所得割Ⅱ一〇〇分の一・一八
資産割Ⅱ一〇〇分の三・二二
五

被保険者均等割Ⅱ被保険者一人について三、二四〇円
世帯別平等割Ⅱ世帯について五、七七〇円

たばこは町で
買いましょう

たばこ消費税は、町の大きな財源となります。町の財源確保のため、たばこは町のたばこ屋さんで買うようご協力ください。



一般質問

堀越彦里議員

- 問い 八幡作の開発について
- ①完成はいつ頃か。
- ②工事が遅延することによる損失は莫大な額になると思うが、それをどうするか。
- ③現時点での支払済額はどれ位か(48・9・1現在)
- ④保留地は約束どおり町で処分することになるか。
- ⑤保留地の分譲については、分譲委員会を設けることになっておるが、いつ設けるのか。
- ⑥保留地について、問題が起らないよう条文化すること



▲公会堂横の坂の工事の進捗状況を10月3日に撮影したものです。

とになっておるが、それを提示してほしい。

町長 八幡作宅地造成工事の主体性は、区画整理組合であり、町は事務処理と団地の宅造が、町の総合開発計画に係を保つことと、保留地を町がゆずり受ける条件で、(借入金一億円を限度として)保証することを議決したのであり、工事の内容等については、いつさい組合が企画立案し、行なっておるので、町では内政干渉はしない。

幸いに組合の副組合長の両鈴木議員がおるので、議員の同意を得て、事情を聴取してもらいたい。質問の内容について答えられるのは①⑥⑦だ

けである。

①約束どおり町で処分する。②分譲委員会の件であるが、おおむね完成した時点で、本年末頃までにはおそくとも設けたいと思う。人選等については、追って議会にはかりたい。

③については、協定書にこまかくうたつてあるので問題はなと思う。

鈴木嘉昌議員(副組合長) 参考人として述べることに皆さんのご同意をいただいたという考えの上で発言する。堀越さんの言われたように、たしかに二年前に一億円の都合がつかなかったため、町が一億円を限度としての保証

を得るということで、皆さんの決議をいただいたわけで、それについては、各協議書が取り交わかれているわけである。もちろんわれわれはこの覚え書きや協議書によって、町との約束を履行するものである。

④工期は、本年三月三十一日までであったが、その後、工事の一部変更とさらに浄化槽ガス、水道の工事により、工期が大分おくれたが現在の進捗状況は、全体の工事量からみて九十%は終わったと考えている。

⑤当初よりは、工事の量はふえているが、その中途の変更を抜きにして、一億五千万円で契約している。しかも経費は出来高払いで、一括して払うということであり、この間の利子についても、組合で保留地を処分した中から払うことになっていく。

いて！申告制度は「人の性は生まれながら善である」からできたもので結構であるがいかんながら必ずしも公平ではない。地方公務員は国家公務員よりは、各家庭の状況を調べておるはずだから、よく調査してでさうる限り税の公平を計ってほしい。

法律は、それを扱う人の心で生きもし、又死文と化するものであるから。

町長 町民税の申告については、なかなか難しい問題であるが、利根町は他の市町村より税金が高いということは無い。法によって決められた基準によって課税しているわけであるから。

納税意欲がなくなり、滞納を生ずるのは、税金が高いと感ずるより「不公平」だと感じたときに生ずるのが多い。町ではあくまで納税の公平を期しているが、いちばん難しいのは農家の出かせぎでありこれがための職員を現地に派遣し、場合によっては勤務先きまで出張し、調査に当たらせておるので、おおむね公平と判断される。

鈴木 茂議員

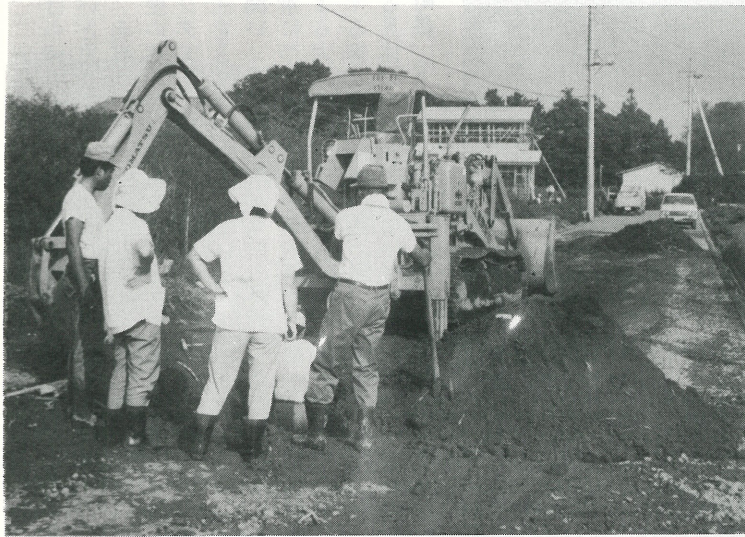
問い 町民税の申告制度について

問い 土木工事施工にあたって、利根町も飛躍的發展途(5)頁へつづく

上にあります。土木工事施工に当たって地域住民に迷惑をかけている面が諸々におきております。私の近くのおき申し上げれば、①公会堂横坂道の工事、②布川台水道工事、③下屋敷の企業による工事、その他にもあります。

工事請負業者にもいろいろ理由もあることと思いが、監督の立場にある町当局としては、町民サイドに立つて強い姿勢で業者の指導に当たっていただきたい。せっかく住民のための公共事業であるから、地域のかたがたもよく協力していただけるようにすることが、今後の事業計画もより円滑に行なわれると思います。又これから行なわれる浄化センターの建設工事についても十分配慮していただきたいと思えます。町長の方針をお聞きしたい。

町長 ご指摘のとおりである工事の内容(急を要するものと多少のゆとりのあるもの)を判断し、町はたえず督促し期日完成を期しておるが、人手不足と資材不足等により予定よりおくれおる。周辺住民に迷惑をかけておることは申し訳けない。今後は強く業者に要請し、期日完成を期したい。



▲破損した水道管の復旧工事です。
10月3日布川台にて撮影

先般も課長会議を開いて予算執行を積極的に進めようという指示した。浄化センターの場合、県の工事であるが、やはり町としての関連性のある工事については、いま申したような姿勢で強く望みたいと思ふ。

問 町有地について一四十七年六月二十二日において再度の質問をしたが、地積調査を行なって確認するとの答

弁でした。その後の進展状況をお聞きしたい。

長い年月調査が行なわれていないため、諸々に台帳と違っていたり、確認できない町道もあるようですが、地価が高騰しつつある現況ではますます調査も難しくなり、町の大きな損失になると思えますが、権威ある測量事務所等に委託整理されてはと考えますが、当局の意向を聞きたい。

町長 ご説のとおりであり、何回となく質問を受けたが、長い間放置したことは申しわけなく思っている。そこで町の職員を督促して町有地の調査と台帳の整理については、いまよりもいっそう拍車をかけてやりたいと思うのでご了解願いたい。

大塚開発課長 地籍調査はあくまでも計画的にやっておるが、全部終わるのは十年後である。

又、押付本田の沼のわきにある町有地については、四十八年度の作付終了後町へ返してくれることになっている。

鈴木 吉議員

問 市街化区域が拡大された場合における町の指導方針について一市街化区域の拡大が許可された場合、この開発について、町はどのような指導をして行く考えかお聞きしたい。

町長 ご指摘のとおり、市街化区域が拡大されると、執拗に土地ブローカーが食い下がって乱開発されるといふのは各地にみられる例であるが、先般公聴会で決められたところは、市街化区域に編入されるものと予想される。

そこで市街化区域になった場合は、十年以内に優先的、計画的に市街地を作るといことが、法律によって示されているわけで、当地域内が乱開発され、不良市街地が形成されては困るので、町としてはあくまでも地主の同意を得て区画整理方式で整然とした都市作りを推進するよう指導したい。

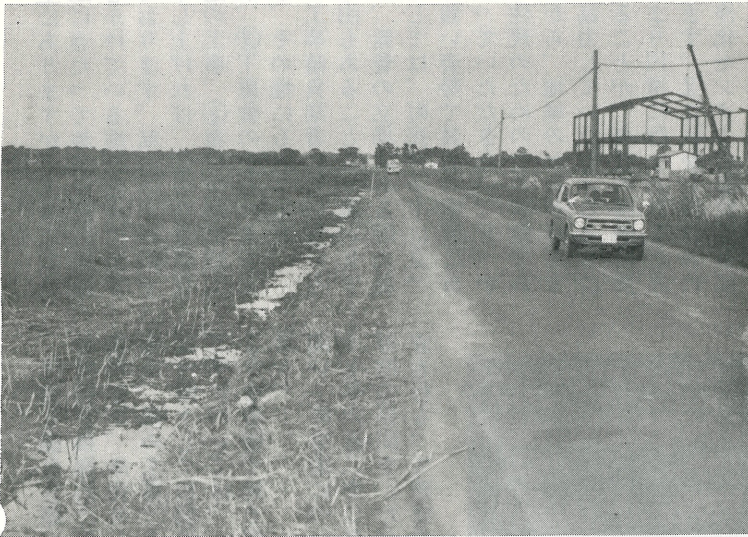
県でもその条件で市街化区域の拡大を認めたのである。

大塚開発課長 市街化区域が拡大された場合は区画整理方式をもって開発を行なうという町の方針を県へ報告してある。

今度の東地区については、地主のかたがたも区画整理方式でやっていただきたいという希望が強いので、まず第一回目は東地区をやる計画である。その他についても区画整理方式が原則であるが、地主のかた全員が同意ということではないので、今後十分話し合いをして遺憾のないような開発をしたいと思ふ。

星野道雄議員

問 開発途上の土地の雑草の処理について一土地業者により買い上げられた土地には、現在雑草が生い繁っているが、今後防災、美観等の問題があると思われるので、町



▲写真は兼松江商の宅造予定地の雑草。一
火災予防上万全の措置が望まれています。

では土地所有者に草刈りを義務付ける考えはないか。
町長 ご説明のとおりであり、長期にわたり、放棄されるおそれのある地域に対しては、ご指摘の如き処置をとり、業者に草刈りを指導し、同時に火災予防措置を講ずる。
大塚開発課長 兼松江商の宅造予定地の雑草については、これを管理している京北商事と話しあいをして火災の予防

については十分な措置を講じた
と思う。
北郷地区については、年度の草刈りを実施するようフジタ工業に交渉して最良の方法をとりたいと考えている。
町長 大雨時の浸水家屋の対策について―集中豪雨等による大雨の際、浸水家屋に対する排水及び衛生問題に対する具体策をお聞きしたい。
町長 下屋敷の問題と思うが

根本的な解決策は、排水路の完備にあると思う。つまり下流部の「排水路整備」と「排水の障害になる物件の排除」により溢水を除きたつということである。
豪雨のため、不幸にして家屋が浸水した場合は、雨水の排除は各家庭でやるとし、対衛生処置として、町では必要ならば伝染病予防等の薬品を支給して散布することを考えている。
角田保険衛生課長 災害の状況により、例えばし尿の場合、早期に汲み取りを行なうとか、災害の程度に応じて薬剤の散布を行なう。
しかし、役場の衛生係だけでは不可能なので、保健所等の指導のもとに関係町民のご協力を得て実施したいと考えている。
大塚開発課長 いずれにしても下水道計画ができましたあかつきには、それに基づいて早急に年次計画をもって排水路を整備したいと思う。
佐々木民三議員
町長 環境衛生について―排水路の油及び汚物の処理についてお伺いする。
町長 抜本的な解決を計るためにはどうしても公共下水道の設置以外は利根町としては

あり得ないということをお願い上げる。そこで暫定処置としては、ここ当分は人夫を使って清掃させることと、不法投棄の防止以外はない。二、三年後には下水道ができるのでその時はこのような問題は起こらないと思う。
大塚開発課長 排水路の油対策については、油を流した会社と話しあつて浄化槽を早急に設置するよう要請してある。南洋舎については、現在浄化槽を作っているので、完成した時点で再度確認したいと考えている。
町長 送電線について―四十六年度における送電線の件について当局における公約についてお伺いしたい。
町長 送電線建設に伴う固定資産税に見合う金額を第一回分返還することは、先般議会の同意を得ておるので今年中に配分する。(配分の方法については、特別委員会にて検討していただくつもりである)
町長 水道に対する地域住民の要望について―水道施設を他町村にさががけてやられた町当局に対し、当地区(押戸方面)の住民はそのありがたさに感謝しております。
しかるに七月から八月にかけて水道の水不足が毎年続き

今年はそのようであるので、
①飯どき特に夕飯時がひどく朝、昼どきはこれに準ずる。
②風呂水は夜の九時頃か朝五時頃に用意する。
③風呂にはいれない家庭もある。
④ガス湯わかしは全く使用できない。その他。
以上の点から十分な対策を願いたい。
鈴木厚生課長 たしかにご質問のように七、八月には水道加入者に対し、ご迷惑をおかけしたことは深くお詫びを申し上げます。
この問題については、給水よりも送水の方が多かったのであるが、その原因を追究した結果、農業用水の中に漏水していたため、発見がおくれてしまった。したがって各家庭に呼びかけて節水をお願いしたわけであるが、今後はこのようなことのないよう十分な対策を講じて行きたいと思うのでご了解をお願いする。



扶養と家庭裁判所

わたくしたちは、日ごろ親子、兄弟が互いに助け合いながら暮らしています。両親が独立で生活できない未成年の子の養育にあたったり、子が成長して社会人として独立して生計を営むようになった後は、こんどは子が協力して両親に安らかな老後の生活を送ってもらえるようにいろいろと気を配ったり、また、成長した兄弟が互いに助け合って生活上の困難を切り抜けていくことなどは、世の中に多く見られることです。

このように、親子、兄弟というような血縁のある者の中には、「他人ではない」という強い連帯感情があり、この連帯感に根ざして血縁のある者の間では、自分の力だけでは生活を維持することができない者がある場合に、生活に余裕のある者が、生活に困っている者を助けることは、古い時代から見られることで、この関係を「扶養」といっています。

のような直系の血族や兄弟姉妹です。このほか、特別の事情があるときには、叔父と甥姪というような三親等内の親族についても、家庭裁判所が扶養の義務を負わせることができることになっています。

このような血縁のある者の間の扶養についても、いつも円満であるとは限らず、親子の間で意見が食い違うこともありますし、年離れた親をだれが扶養するか、だれがどの程度の生活を分担するかなどについても、兄弟の間で争いが起こることもあります。こうした扶養に関する争いが生じた場合には、原則として関係する親族間の協議で定めないので、協議がまとまらないときには、家庭裁判所に申立てをして、調停や審判で解決することができます。

家庭裁判所では、扶養に関する争いについて申立てがあったときには、できる限り、調停で争いを解決するように努めます。扶養に関する問題は、親族全体に、しかも長い間の生活に影響するだけに、その取り決めは、実情に即し

たものでなければなりませんし、負担が公平で、その方法も無理のない妥当なことが大切です。そこで、家庭裁判所では、関係者の意見、希望などをよく聴くとともに関係者の地位、職業、年令、健康状態、家族の構成、収入の程度生活程度、生活上の関係などあらゆる事情を調査判断して各人の実情に応じた分担額を定めます。また、扶養の方法についても具体的な生活状態に応じた方法が考えられています。

つまり、家庭裁判所における扶養の取決めは、負担額が適正なものであると同時にその方法も親族各人の生活の実情に即した自然で無理のないものであるように、常に十分な注意が払われているわけです。

(水戸家庭裁判所)

水道工事指定店の

お知らせ

従来、利根町の水道工事は全部役場で行なってきましたが、新築家屋や増改築工事が多くなってきたため、現在的人员では対処できなくなりました。

このため、次のとおり工事

店を指定いたしましたので、ご利用くださるようお知らせします。

また、利根町役場でも、いままでもおり工事を行ないますのでご利用ください。

○竜ヶ崎市上町四、一〇番地 (株) 二村設備
電話〇二九七六(二) 四一三六

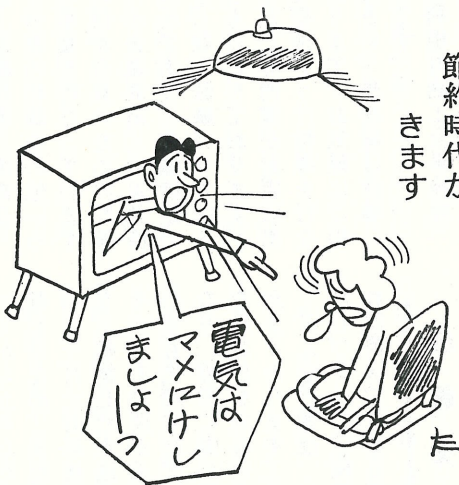
○我孫子市布佐二、二六九番地 (有) 成島設備
電話〇四七一(八九) 二七五七

○利根町大字布川三一〇八番地 (株) 関新開発工業
電話〇二九七八―二二〇

交通安全は 我が家から 歩行者事故を なくすために

- ① 道路を横断するときは、必ず左右の安全をたしかめます。
- ② 急な飛び出しや、車のすぐ前や後の横断はしません。
- ③ 横断歩道(橋)など安全な場所を渡ります。
- ④ 幼児のひとり歩きは絶対にさせません。
- ⑤ 夜間の外出には、懐中電燈や反射器具を身につけて歩きます。

節約時代が きます



商工会だより

◆今月の事業

・奥さま簿記講座
開催日 十二日・十九日・
二十六日

・場所 中宿集会所
講師 税理士岩田信吾先
生

・会員研修旅行

実施日 二十四日
コース 取手キリンビール
水海道シヨッピン
グセンター見学
チサンセンター

・会費 八〇〇円位

・建設業許可申請手続

・法人会実務研修会

・減価償却資産の取扱いにつ
いて

・青色申告会役員会（みなし
法人課税研究会）

・第三回理事会
議題



担保 三〇〇万円までは必
要ありません。
○その他

①商工会における小企業経
営改善資金融資制度につ
いて

②小売商（販売士）検定制
度について

◆年末融資のお申込みは早
目に

国民金融公庫は、中小企業
のかたがたに事業資金をご融
資している政府の金融機関で
す。

○融資の条件は次のとおりと
なっております。

融資金の限度 八〇〇万円

融資金の使いみち
運転資金（商品の仕入れ、
買掛決済など）

設備資金（店舗、工場等の
増改築、機械、車両の購入
など）

利率 年八・〇％
保証人 一名

事業の内容あるいは資金の
使いみちにより、いろいろの
特別貸付もありますので、お
気軽に支店又は商工会にご相
談ください。

なお年末に資金を必要とす
るかたは、なるべくお早目
にお申込みください。（十一月
十日頃まで）

◆金融あっせん手数料規定に
ついて

金融のあっせんを受けられ
るかたは、商工会の財源を確
保するために規定の手数料を
納めていただくことになって
おりますのでご協力ください。
（四十五年六月役員会承認）
あっせん金額 手数料
五〇万円未満 一〇〇円
一〇〇万円未満 二〇〇円
一〇〇万円以上 三〇〇円

○気軽ににご相談ください

商工会は、会員のために経
営診断、記帳指導、講習会、
金融や労務の相談その他いろ
いろの事業を行なっています
そのほか会員のための貯蓄
共済、小企業共済、火災共済
の代理所であり、各種検定の
手続き、収入証紙売りさばき
所などもいたしております。

すぐれた専門家がお店に出
むいて相談をうけ指導を行な
っております。お気軽にご相
談ください。事務局は役場二
階入口です。

（利根町商工会事務局）

毎月8日は

税の相談日！

関東信越国税局税務相談室
では、つきにより毎月税務相
談を行ないます。

○とき 毎月8日午前10時
から午後3時まで

○ところ 取手市役所

○ところ 国税は、申告納税制度です
居住用の財産を売ったときの
一千七百万円の特別控除や住
宅取得控除の税額二百万円の三
年間控除、事業用資産の買換
の特典などは、すべて法令に
定められた期限内に特典控除
の申告をすることが必要です
この申告をすることが税金を
軽くできる大切なことです。

税法を知らないで、土地を買
ってから五年たたないで、売
却したため、または昭和四十
四年一月一日以後に購入した
り、建築した土地や建物は、
その保有期間が五年をこえて
いても売却すれば短期譲渡と
なり、非常に高い税金を納め
なければなりませんというこ
とがよくあります。

こんなときは、ちよつとし
た心づかいで、税務相談をす
れば解決できるものです。

併句：
コスモスや保母と園児のかく
れんぼ
コスモスや鬼が泣きだすかく
れんぼ
コスモスや園児が鳴らす鈴と
笛

広報文芸

併句：
コスモスや保母と園児のかく
れんぼ
コスモスや鬼が泣きだすかく
れんぼ
コスモスや園児が鳴らす鈴と
笛

町勢 (昭和48.10.1現在)		
世帯数	1,885	
人口	8,687	{ 男 4,244 女 4,443 }
発行所	利根町役場	場一郎
町長	小島栄	係
編集	総務課	2211, 2212
電話(利根)	(029768)	2213
印刷	倉沢印刷株式会社	